

区長報告 第6号

【産業・地域振興支援部税務課】

専決処分について（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例）

本件は、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和6年3月30日に公布され、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」が一部改正されたことに伴い、条例の一部改正について専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

【法改正の背景】

アメリカ合衆国の軍隊の構成員等が所有する自動車に係る自動車税及び軽自動車税の種別割の徴収について、証紙を用いる方法に加え、普通徴収の方法によることができることとするため、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律が改正され、令和6年4月1日に施行されました。

【専決処分をした日（条例を公布した日）】

令和6年4月1日

【条例改正の内容】

アメリカ合衆国の軍隊の構成員等が所有する軽自動車^{*}に係る軽自動車税の種別割の徴収について、証紙を用いる方法に加え、普通徴収の方法によることができることとします。

※対象となる軽自動車は、アメリカ合衆国の軍隊の構成員等が私用で所有している車両です。

【施行期日】

公布の日（令和6年4月1日）